

虐待防止対応指針

ひといろ株式会社
ワークサポートひといろ

1. 虐待防止の基本的な考え方

この指針はひといろ株式会社(以下「法人」とする)が実施する障害福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(1) 対象とする虐待

この規程において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- 【身体的虐待】

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

- 【性的虐待】

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

- 【心理的虐待】

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 【放棄・放任(ネグレクト)】

利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。

- 【経済的虐待】

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(2) 利用者に対する虐待の防止

職員は利用者に対し虐待をしてはならない。

(3) 虐待の通報及び発見

1. 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応指針に基づき、対応しなければならない。
2. 職員は、虐待を発見した際は、虐待防止担当者に通報しなければならない。

2. 虐待防止対応体制

(1) 虐待防止対応責任者

1. 本指針による虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を設置する。
2. 虐待防止対応責任者は、管理者があたるものとする。

(2) 虐待防止対応責任者の職務

虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- ① 虐待内容及び原因、解決策の検討
- ② 虐待防止のための当事者等との話し合い
- ③ 第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- ④ 虐待原因の改善状況の当事者(保護者も含む)及び第三者委員への報告
- ⑤ 支給決定区市町への報告

(3) 虐待防止担当者

1. 利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待防止担当者を設置する。
2. 虐待防止担当者は、虐待防止対応責任者が職員の中からを任命する。
3. 職員は、虐待防止担当者の不在時等に虐待の通報があった場合には、虐待防止担当者に代わって通報を受け付けることができる。
4. 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止担当者にその内容を連絡しなければならない。

(4) 虐待防止担当者の職務

虐待防止担当者の職務は、次のとおりとする。

1. 利用者等からの虐待通報受付
2. 職員からの虐待通報受付
3. 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
4. 虐待内容の虐待防止対応責任者及び第三者委員への報告
5. 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

(5) 第三者委員

1. 虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員を定め、第三者の助言と参加を求められることとする。
2. 第三者委員を定める場合は、別途「第三者委員の職務等」に添って実施する。

3. 虐待発生時の対応に関する基本方針

(1) 虐待防止対応の周知

虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びに掲載等により、本指針に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(2) 虐待通報の受付

1. 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。
2. 虐待防止担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する
 - ① 虐待の内容
 - ② 虐待通報者の要望
 - ③ 第三者委員への報告の要否
 - ④ 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

(3) 虐待の報告・確認

1. 虐待防止担当者は、受け付けた虐待の内容を、虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。
2. 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
3. 虐待防止担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならぬ。
4. 利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をした市町窓口へ通報する。

(4) 虐待解決に向けた協議

1. 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
2. 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
3. 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
4. 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
5. 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(5) 虐待解決に向けた記録・結果報告

1. 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
2. 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
3. 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町の苦情相談窓口及び福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(6) 解決結果の公表

- 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付および解決状況報告書」により第三者委員に報告する。
- 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本指針に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

4. 虐待防止のための職員等研修

- 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。
- 研修は障がい者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。
- 虐待防止対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

5. 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置

虐待防止・身体拘束等の適正化に取り組むため、虐待防止・身体拘束等適正化委員会(以下、委員会という)を設置する。その結果について、職員に周知徹底を図る。

① 設置目的

- 事業所内での虐待・身体拘束等に向けての現状把握及び改善についての検討
- 虐待・身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続
- 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- 虐待・身体拘束等廃止に関する全職員への指導

② 委員会の構成員

同委員会の設置は、事業所全職員で構成する。

また、必要に応じて、第三者の助言と参加を求められることとする。

③ 委員会は虐待防止委員会と一体的に運営する。

④ 委員会は年1回以上開催し、必要時には随時開催する。

⑤ 委員会の委員長は、虐待防止対応責任者とする。

⑥ 委員会は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(2) 委員会の実施内容

- ① 虐待の未然防止のために、虐待防止・身体拘束等禁止マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
- ② 虐待防止チェックリストを活用し、虐待・身体拘束と考えられる具体例を検討する。
- ③ 虐待・身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ④ 虐待・身体拘束等について報告するための様式を整備する
- ⑤ 職員は、虐待・身体拘束等が発生した場合、その状況、背景等を記録し、報告する。
- ⑥ 委員会にて、虐待・身体拘束等の発生時の原因等を分析し、発生原因や結果をとりまとめ、適正性の検証と再発防止・適正化策を検討する。
- ⑦ 報告された事例及び分析結果を、職員に周知徹底する
- ⑧ 再発防止・適正化策を講じた後に、その効果について検証する。
- ⑨ 会議記録を供覧し、職員に周知するとともに、身体拘束の弊害について全職員が認識し、問題意識を共有するよう、意識啓発のための活動を行う。

6. 権利擁護のための成年後見制度

虐待防止対応責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

7. その他虐待防止の適正化の推進のための必要な基本方針

その他、虐待防止・身体拘束等適正化の推進のために必要な基本方針及び内容は、「身体拘束等適正化のための指針」と同様に実施する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。